

## 別府市市民ホール指定管理候補者選定委員会設置要綱

制定 平成 20 年 7 月 1 日  
別府市告示第 192 号  
改正 平成 25 年 6 月 27 日  
別府市告示第 241 号  
平成 29 年 3 月 31 日  
別府市告示第 124 号  
令和 3 年 3 月 25 日  
別府市告示第 105 号

(設置)

第 1 条 別府市市民ホールの管理運営を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づいて指定管理者に行わせるに当たり、指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、別府市市民ホール指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 選定委員会は、指定管理候補者の選定に関する次に掲げる事項を所掌する。

(1) 指定管理候補者の選定に関する事項

- ア 選定方針の策定
- イ 指定管理候補者審査基準の検討及び作成
- ウ 指定管理者指定申請書及び添付書類の審査及び評価
- エ 指定管理候補者の選定

(2) 募集要項等に関する意見

(組織)

第 3 条 選定委員会は、委員 5 人で組織し、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める人数を市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 3 人
- (2) 大分県の職員 1 人
- (3) 市の職員 1 人

- 2 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長が指名して定める。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、その会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第4条 選定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 選定委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公平かつ公正に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、指定管理者の募集に応じて行われる申請に関与してはならない。委員が関与したことが判明したときは、選定委員会は委員が関与した申請を選定の対象外とするものとする。
- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報及び選定委員会が公表した情報については、この限りでない。

(審査結果の公表等)

第7条 選定委員会は、原則公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、選定委員会が申請者に対し実施する個別ヒアリング及び指定管理候補者を選定するための協議は、非公開とする。
- 3 選定委員会における審査の結果は、市が公表する。

(共同開催)

第8条 選定委員会は、大分県立別府コンベンションセンターの指定管理

候補者選定委員会と共同で開催するものとする。

(事務局等)

第9条 選定委員会の事務局は、観光・産業部観光課が行う。

2 事務局員その他選定委員会の場に出席した者は、審査等を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、市及び選定委員会が公表した情報については、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成20年7月1日別府市告示第192号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年6月27日別府市告示第241号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日別府市告示第124号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日別府市告示第105号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。